

ID: 1008

担当部署: 健康福祉部 保健センター 保健係

<p>処分の概要</p>	<p>感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成10年法律第114号</p>		
<p>【基準】 法第63条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>